

令5年度家庭における省エネ支援事業補助金制度 Q&A

〔補助金の交付対象者〕

Q1 平成26年3月31日以前に建築された住宅を中古で購入した場合、補助の対象となるか。

A1 対象となります。

Q2 住宅の居住者がその住宅の所有者ではない場合は、補助対象となるか。

A2 住宅の所有者の同居家族が、所有者の了承を得て補助対象機器を設置し、その費用を当該同居家族が支払った場合は対象となります。

〔補助対象機器〕

Q3 V2Hとはどのような設備なのか。

A3 V2H(Vehicle to Home)とは、電気自動車等に搭載される蓄電池に貯めた電力を住宅と双方で電力のやり取りをするためのシステムです。

V2Hの設置によって、車に蓄えた電力を家で使ったり、家から車に充電することができるようになるため、災害等で停電が発生した際に車の電力をバックアップ電源として活用できるメリットがあります。

Q4 一般社団法人環境共創イニシアティブ(SII)に登録申請中の蓄電システムは、補助対象機器となるか。

A4 補助金交付申請書兼請求書が当協会に提出された時点で、登録されていない場合は対象となりません。

〔補助金の予定件数〕

Q5 補助金の予定件数は、何件か。

A5 受付件数は予算(8,000千円)の範囲内で、「家庭における省エネ支援事業補助金交付要綱」第3条各号及び別記に記載の6とおりの補助を合わせて、予算に達した時点で申請受付は終了します。

〔提出書類〕

Q6 補助対象機器は令和5年4月1日以後に設置するが、領収書の日付が令和5年3月の日付けとなる場合は補助の対象となるか。

A6 対象となりません。令和5年度事業は令和5年4月1日以後のものが対象であることから、領収書の日付も令和5年4月1日以後のものがが必要です。

Q7 設置工事の完了日を確認する資料は何か。

A7 補助対象機器設置後の写真で確認するとともに、太陽光発電システムについては添付書類の「電力受給契約内容のお知らせ」等の内容で確認します。

Q8 住宅の「登記事項証明書」に新築年月日が記載されていないが、何を添付すればよいか。

A8 市町が発行する新築年月日が記入されている「固定資産税納税通知書」の写しです。
なお、新築年のみの記載で、月日が記載されていない通知書は証明書類となりません。

Q9 登記事項証明書等の住宅所有者と異なる補助金申請者は、自ら居住していることを証明する公的書類は必要か。

A9 必要です。自らが居住することを証明する公的書類として「住民票」や有効期限のある「運転免許証」、「国民健康保険被保険者証」等があります。

Q10 賃貸住宅や共同住宅は、補助の対象外か。

A10 営業等に使用されている住宅は対象外であり、登記の種類として表示が「共同住宅」や「居宅・店舗」、「居宅・事務所」は対象外です。

また、登記の種類が「居宅」であっても、自己所有の建物の一部又はフロアを賃貸している場合や区分所有の住宅となっている場合は対象外です。

Q11 自己所有の賃貸借住宅に住み、その屋根に自己所有の太陽光発電を設置し、蓄電システムを設置する場合、補助金の対象となるか。

A11 住宅の区分で、登記事項証明書や固定資産税・都市計画税の納税通知書の種類が「賃貸住宅」の場合は、自己所有の賃貸住宅でも対象外です。

Q12 V2H のメーカー名及び型式が確認できる書類とは何か。

A12 製品保証書の写し、または V2H 本体の銘板のカラー写真でメーカー名及び型式が目視できるものを提出してください。